

# 同志社大学

## 2008年度 個人研究費研究経過・成果報告書

2009年 3月19日提出

所 属	職 名	氏 名
法 学 部	准 教 授	上 田 達 子
研 究 題 目	労災補償制度に関する研究	
研 究 成 果 の 概 要	<p>本研究は、日本及び諸外国の労災補償制度の現状及び問題点を調査研究するとともに、労災補償制度の改革が議論されているイギリス労災補償制度の動向を考察することにより、日本における労災補償（保険）制度のあり方について検討することを目的としている。</p> <p>具体的には、日本において、労災補償（保険）制度は原則として被用者のみを適用対象としているが、就業形態の多様化に伴い、例えば車持込運転手や映画カメラマン等のように、被用者の性格と事業者の性格を併せ持つ労働者が増加している。こうした現状に対して法制度上いかに対応すべきかについて、労災補償制度における労働者概念の観点から考察することである。</p> <p>また、日本の労災補償（保険）制度は、労災補償と民事損害賠償の両者を併存・調整させる仕組みをとっている。近年、仕事上のストレス等による精神障害を理由とする労働災害に対して、使用者（企業）の安全配慮義務ないしは健康配慮義務違反を問う民事損害賠償請求訴訟が増加している。日本と同様、労災補償と民事損害賠償を併存・調整させる仕組みをもつイギリスの法制度を研究することにより、労災予防の観点も含めて使用者責任のあり方について検討することである（2003年度より継続）。</p> <p>2008年度は、上記の研究を継続し、とくに「職場におけるメンタルヘルス対策と法的課題」について検討した。研究成果については、同志社法学に公表を予定している。</p>	